

**コーポレートガバナンス・コードの改訂に係る
有価証券上場規程の一部改正について**

2026年7月21日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程の一部改正を行い、2026年7月21日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）の改訂に関して所要の上場制度の見直しを行うものです。

II 改正概要

（備 考）

1. コードの改訂

- ・ 有価証券上場規程（以下、「規程」といいます。）の別添1「コーポレートガバナンス・コード」を改訂するものとします。

・ 規程別添1

2. コンプライ・オア・エクスプレイン

- ・ 上場内国会社は、次に掲げる区分に従って、「コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」といいます。）において説明する」ものとします。

・ 規程第436条の3

（1）スタンダード市場及びプライム市場の上場会社
基本原則・原則

（2）グロース市場の上場会社
基本原則

III 施行日

- ・ 2026年7月21日から施行します。
- ・ 上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたCG報告書を、準備ができ次第、2027年7月末日までに提出するものとします。

以 上